

# 大分県報

令和二年  
第一〇九号  
五月二十六日

（火曜日）

## 目次

### 告示

指定漁船調書の縦覧……………  
県立学校照明設備使用料の徴収事務の委託……………

### 告示

#### 大分県告示第三百十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。  
以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつた  
ので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧  
に供する。

令和二年五月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 届出事項

##### 1 発起人の住所及び氏名

豊後高田市香々地四千九百九十三番地

羽迫 光雅

豊後高田市堅来三百六十四番地

村田 輝之

豊後高田市見目五千七百八十三番地

高嶋 宗則

##### 2 加入区

香々地町加入区

#### 3 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

#### 二 指定漁船調書の縦覧

##### 1 縦覧期間

令和二年五月二十六日から同年六月九日まで

##### 2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 豊後高田市見目七百五の九

大分県漁業協同組合香々地支店事務所

#### 大分県告示第三百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次  
のとおり県立学校照明設備使用料の徴収事務を委託した。

令和二年五月二十六日

#### 一 委託した事務に係る施設名並びに受託者の住所及び名称

委託した事務に係る施設名

受託者の住所及び名称

大分県立高田高等学校

豊後高田市中真玉二一四四番地二二  
豊後高田市体育協会  
会長 佐々木 敏 夫

大分県立国東高等学校双国校

国東市国見町岐部五三六番地  
NPO法人MAKK笑人クラブ  
理事長 箕 迫 一 成

大分県立海洋科学高等学校

臼杵市大字臼杵二の一〇七番五六二  
臼杵市スポーツ推進委員協議会  
会長 尾 崎 康

大分県立久住高原農業高等学校

竹田市大字会々一六五〇番地  
竹田市体育協会  
会長 首 藤 勝 次

令和二年五月二十六日

大分県報（告示）

二

大分県立芸術緑丘高等学校	大分市上野町四番五号 ひしのみクラブ 会長 平松 義 広	大分県立中津東高等学校	中津市豊田町一四番地三 中津市スポーツ協会 会長 内尾 伸 行
大分県立日田三隈高等学校	日田市田島二丁目六一一 日田市スポーツ推進委員協議会 会長 日 出 正 義	大分県立白杵高等学校	白杵市大字白杵二の一〇七番五六二 白杵市スポーツ推進委員協議会 会長 尾 崎 康
大分県立日田林工高等学校	日田市田島二丁目六一一 日田市スポーツ推進委員協議会 会長 日 出 正 義	二 委託の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	
大分県立由布高等学校	由布市庄内町大龍二一三一由布市庄内体育センター内 みことスマイルインクラブ 会長 新 井 一 徳		
大分県立杵築高等学校	杵築市大字本庄二〇〇五番地 杵築市体育協会 会長 永 松 悟		
大分県立三重総合高等学校	豊後大野市三重町市場一二〇〇番地 三重町スポーツ振興会 会長 後 藤 雅 克		
大分県立新生支援学校	大分市玉沢一〇三番地 わさだ夢クラブ 会長 安 東 房 吉		
大分県立大分支援学校	大分市横田一七一四〇第一美容荘一〇七 OZAI元気クラブ 会長 河 越 康 秀		
大分県立聾学校	大分市田室町三番三七号 NPO法人おみちふれあいクラブ 会長 園 田 幸 一		
大分県立中津支援学校	中津市豊田町一四番地三 中津市スポーツ協会 会長 内尾 伸 行		